

発議第6号

つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成30年12月13日提出

つくばみらい市議会議長 染谷 礼子 様

提出者	つくばみらい市議会議員	直井 誠巳
賛成者	つくばみらい市議会議員	鐘ヶ江 礼生奈
賛成者	つくばみらい市議会議員	豊島 葵
賛成者	つくばみらい市議会議員	今川 英明
賛成者	つくばみらい市議会議員	古川 よし枝
賛成者	つくばみらい市議会議員	中山 栄一
賛成者	つくばみらい市議会議員	坂 洋
賛成者	つくばみらい市議会議員	伊藤 正実

提案理由

委員長の裁決に関する規定を整備するため、つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正するものです。

## つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正する条例

つくばみらい市議会委員会条例（平成18年つくばみらい市条例第143号）の一部を次のように改正する。

第48条に後段として次のように加える。

この場合において、可否同数のときは、委員長が決定する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

つくばみらい市議会委員会条例(平成18年つくばみらい市条例第143号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(起立又は挙手等による表決)</p> <p>第48条 委員長は、表決をとるときは、問題を可とする委員を起立又は挙手等をさせ、起立又は挙手等の委員の多少を認定して可否の結果を宣告する。<u>この場合において、可否同数のときは、委員長が決定する。</u></p>	<p>(起立又は挙手等による表決)</p> <p>第48条 委員長は、表決をとるときは、問題を可とする委員を起立又は挙手等をさせ、起立又は挙手等の委員の多少を認定して可否の結果を宣告する。_____</p> <p>_____</p>